

海上災害セーフティサービスQ&A

狙いは？

センター事故対応等業務は、陸上企業の皆さんへ、センターの有するHNS等汚染防除/消火活動などの30年間のノウハウやデータと防除資機材/消防能力船等を活用しての事故対応能力を適正な価格で提供するものです(営利目的ではありません)。

センターは、万一のHNS等汚染事故や火災事故発生時に、海上災害セーフティサービス(=MDS S: Maritime Disaster Safety Service)契約に基づき防災活動を実施します。平時にはこれらに備えて地区の緊急時計画や各社の油・有害液体汚染防止緊急措置手引書に役立つ背景情報の調査・作成、防災関連情報や教育訓練情報などWebサイトで提供します。皆さんから得た収入は、これら調査費などの業務経費に充てるとともに、契約防災措置実施者(センターの現場対応窓口)への委託費、センター管理費の一部に充当します。この業務は、皆さんの法令遵守を担保し、企業の社会的責任に寄与するものです。

中身は？

(1)事故対応

HNS汚染・火災等の事故発生時における防災能力の提供 1~2時間以内に現場に急行します。(但し、実働の場合は別途実費を請求します。)

(2)情報提供サービス

地区の緊急時計画・HNS手引書のために具体的防除措置を記載するための背景情報の調査・作成

HNSデータベースや大気拡散シミュレーション情報の提供

防災ビデオ講座、情報提供等

Q1: 料金の設定は？

A1: このサービスの柱は、平時における「事故を発生させない予防と事故対応への準備」のための「情報提供」業務です。センターは、全国10地区20社を想定して料金を設定しています。主に情報提供業務に係る経費「約1.5億円」を、20社の陸上企業で割り出して単価を算定しています。

下表は、原則としての年間料金表(消費税除く)です。当該地区で10社から20社未満の参加が有れば10%割引、20社以上の参加があれば15%割引とします。

<海上災害セーフティサービス 年間料金表>

事業所の種別	年間契約料金	10%割引料金	15%割引料金
		(10社以上20社未満)	(20社以上)
1種事業所	96万円/年	86.4万円/年	81.6万円/年
2種事業所	72万円/年	64.8万円/年	61.2万円/年
その他事業所	48万円/年	43.2万円/年	40.8万円/年

Q 2 : 契約の形態は？

A 2 : 原則、個別企業とセンターとの2社間の契約です。但し、センターは、各社の所在する地区における背景情報の調査・作成・提供など「地区への貢献無くして、防除活動の実現なし。」と考えています。なぜなら、コンビナート地区のような閉鎖性の高い海域における防除措置の実効性を高めるためには、その海域で扱っている物質の種類、地勢的な特性や防除活動上加味すべき特異性を事前に把握したうえで、関係する石油・石化事業者等と協力して具体的防除戦術を検討・評価等することが必須条件となるからです。そのために、契約いただく皆さんの所属する協議会/部会等と「協力協定」(無償)を締結します。

Q 3 : 個別契約以外の形態は？

A 3 : センターは、当該地区の前記料金表をベースとした単価総額を確保できれば、一括契約は可能です。

Q 4 : 料金によるサービスの違いは？

A 4 : Webをとおして情報提供を行います。このWebへの「アクセスキー」(USBキー)の数量に違いが出てきます。海上災害に関する最新情報を提供します。
自社従業員の教育訓練のみならず、協力会社関係者への教育講座としてご活用頂きます。

Q 5 : センターと契約していない会社との相違は？

A 5 : 非契約の事業者については、事業の実態、同社付近の背景情報等をセンターでは把握していないため、同社から防除措置の要請があっても防除に使用する資機材の準備等が間に合わず、背景情報を把握した後に防除戦術を立て作業を実施するため、現場の安全確保を含めた適切な防除活動が直ちに実施出来ないことから、その要請があってもセンターとしては対応に時間がかかり、結果として周辺海域全体に被害が拡大するおそれが懸念されます。

但し、当該事故によって契約事業者の皆様に被害が及ぶ可能性がある場合は、出動することとなります。

Q 6 : センターが防除措置を実施しなければ？

A 6 : 自力で防除するしかありません。もし、何ら防除活動をしていない場合は、「原因者である事業者が、何ら防除措置を講じていない」と判断されて、「行政代執行の措置」が強制的に講じられる場合があります。

Q7：事故対応はセンターに全て任せておけばよいのか？

A7：あくまでも原因者は、海防法上「応急措置義務」、「防除措置義務」等を果たさなければなりません。センターが代行できるのは「防除措置」です。但し、法令上の「義務」そのものが免除されるものではありません。

センターは責任をもって防除措置を実施します。センターの防除措置（＝原因者の防除措置）については、行政関係機関において「事業者は、適確にその義務を果たしている。」と理解していただけるものと確信しております。

HNS手引書に「センターと事前契約を締結している」旨を明記頂きますと、「防除措置の準備は完了している。」と関係官庁はご理解いただけます。東京湾などの特定海域を航行するHNSタンカーはセンターの証明書を受有していれば法定の資機材と要員の義務付けを実施していると法的に認められるからです。

Q8：自衛防災組織等との関係は？

A8：海域の防除措置はセンターが全力を尽くしますが、安全・適確な活動のためには、自衛防災組織等との連携は密接不可分です。

また、地区で協力いただいた原因者以外の事業者には、センター傘下で防除活動に参画したという契約形態をとり、防除活動等に要した費用については、センターに請求して頂き、センターが取りまとめて保険会社と交渉のうえ、費用をお支払いします。

Q9：事故時の広報活動は？

A9：事故初期において「我が社は、センターとともに適確な防除措置に全力を挙げている。」と広報してください。

Q10：HNS手引書を作成してくれるのか？

A10：個別企業のHNS手引書等をセンターが執筆・作成（加付）する事業は「別途委託事業」となります。

しかし、HNS手引書に「背景情報」や「地区で協議した防除戦術」を添付していただければ、「具体的防除措置」として位置付けられものと考えております。

Q11：海上火災への対応は？

A11：センターは我が国で唯一の実践的な産業施設火災消火訓練施設を有しております。この訓練施設では多くの消防機関や自衛・共同防災組織が訓練を受講され、ここで培ったノウハウは、実際の火災現場で大いに役立っております。

今般の改正海防法では、栈橋などで危険物（ガスも含む）の噴出や漏洩など「火災のおそれ」や「火災が発生」した場合は、海上保安庁は当該事業者に対し「措置命令を発することができる」とされました。

これら海上火災事案への対応についても、海上災害セーフティサービスに含まれておりますので、要請があれば消防能力船を出動させ消火等活動に従事します。